

## 第1回東京都ステークホルダー・ミーティングへの追加意見

2007年9月20日

平田仁子 気候ネットワーク 理事

第1回会合において、当団体の基本スタンスは申し上げたとおりですが、改めて追加意見を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

### 1. 実効的な政策導入が不可欠であり、かつ急がれること

東京都が認識している通り、気候変動対策の強化は喫緊の課題であり、必要な政策導入・及び政策転換は、既存の対策の延長線上においてのみ検討するのではなく、気候変動を防止するという明確な決意の下で、大胆かつ早期に実現する必要があります。

東京都の説明では、今後3年の時間をかけて次なるステップとなる制度を議論して実現していくということでした。しかし、これまでに議論だけは十分すぎるほど行われてきており、また、議論ばかりが行われてきたともいえます。誰もが納得しうる効果的な仕組みを作り上げるために一定の時間をかけるべきではありますが、遅くとも3年後には目に見える削減ができるような施策の展開を実現するようお願いいたします。

### 2. 大規模事業所の削減義務と排出量取引制度について

第1回会合で最も意見が多かった大規模事業所の削減義務と排出量取引制度について、改めて意見いたします。

#### ① 必然的施策であること

東京都の排出トレンドや排出主体別割合を見ると、業務部門の排出割合が大きいこと、またそこからの排出増加が著しいことは顕著です。排出削減を進めていくために、大規模排出源の排出抑制策が確実に取られていることは、気候変動対策の必須事項です。また、その対策手段を企業や事業所の自主的な取り組みに任せているだけでは、必要なレベルまでの削減を確実に進めるには不十分であり、削減を担保する実効性のある施策が不可欠です。

その点で、今回東京都が、業務部門の大規模事業所を対象に削減義務を課すこと、またそこに経済的手法として排出量取引を導入しようとすることは、妥当であるだけでなく、必然的な施策であると考えます。

#### ② 排出量取引は現実的な削減手段のひとつ

気候ネットワークでは、2004年3月にとりまとめた政策研究レポート「地球温暖化対策

と排出量取引」<sup>1</sup>において、排出量取引制度について、「制度設計を十全に行うことにより、日本において費用効果的に温室効果ガスを削減する手段になりうるもの」と位置づけ、「日本にとって望ましいシステムを構築する上で、導入を検討する必要性がある。」と整理しています。これは国レベルでの導入についての見解ですが、東京都が国に先駆けて導入する場合においても同様の立場であり、大規模事業所の削減を担保するための現実的な手段のひとつであると考えます。それ以外には、エネルギー関連の課税強化によって同様の削減効果を導き出す手段も検討可能であると考えます。

### ③現行の地球温暖化対策計画書制度について

現行の地球温暖化対策計画書制度は、行政の多大な労力のもとで進められており、これまでに一定レベルの取り組みを促す効果を発揮していると評価しています。今後これを継続することにより、さらにもう一段の取り組みを期待することもできるとは思います。しかしながら、これだけで1990年比で大幅に削減を進めることが可能かという点については疑問です。緻密な対応をくまなく漏れなく行うには良い方策であっても、大胆な取り組みを引き出したり経営戦略の方針転換を促したりすることは期待しにくいものになっていると思います。

企業・事業所がより大きな排出削減を確実に進めるためには、明確な目標と経済的なインセンティブの付与が必要で、そうした追加施策が図られなければ、中長期的な視点にたった新たな設備投資や経営戦略の構築を促すことは難しいと考えます。

### ④具体的な制度設計議論を求めます

追加的な対策・政策強化が必要か否かという入り口議論を繰り返すことは不毛です。排出量が削減できていない現状において、対策強化が不可避であることはもはや議論の余地がないからです。

今後は、追加施策として削減義務と排出量取引が妥当かどうか、妥当でないとしたら、他のどんな制度が大きな削減を促し担保することができるのか、という代替案も示しながら、具体的議論に入って検討を進めるべきです。そして、削減を担保する効果的な代替手段が提示されない限りにおいては、削減義務と排出量取引の具体的な制度設計の議論を行うべきであり、東京都も早急に具体案の検討に入り、それを都民に広く図るべきです。

参考までに、前述の政策レポートにおいて気候ネットワークが提示した、排出量取引制度導入に際しての基本原則を下記に記します（説明のための注も一部につけます）。具体的な制度設計については、こうした観点をご考慮いただきますようお願いいたします。

#### 【導入に際しての基本原則】

○ 国内排出削減の目的のために制度設計され導入されること（注：海外・域外からの埋め合わせ

<sup>1</sup> <http://www.kiconet.org/hakko/06report.html#ETreport>

手段とするべきではない)

- 削減が確実で、インセンティブが働くこと
- 産業界の参加は義務化（協定化を含む）し、適切なカバー率の主体を対象にすること
- BAU（注：自然体ケース）を大きく下回る適切なレベルの総量規制であること
- 絶対目標（注：原単位目標ではなく総量目標）による各主体へのキャップ&トレード制度であること
- 公平な初期割当（自主的目標設定をそのまま割当に認めることはありえない）であること
- 排出削減のみを対象（吸収源利用は認めない）とすること
- 効果的な厳しい遵守措置（罰則）を有すること

### 3. 今後のステークホルダー・ミーティングのあり方について

第1回会合は、ステークホルダー一人ひとりが意見を述べるだけに止まりましたが、残る2回目以降は、議論事項を絞る、議論事項について東京都が具体的な案を示す、などして、双方向の意見交換が出来ることが建設的であり、望ましいと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

以上